

全教職員、学生 各位

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を受けた
8月1日以降の本学の対応・取組について

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策（7月30日改定）を踏まえ、本学では、8月1日から8月31日までの間、下記の対応・取組を進めていくこととします。

これからは、夏休みや帰省などで県外との往来がより活発となります。全国各地で感染者が急激に増加する中、県内においてもクラスターの発生を含め、感染拡大の可能性が十分であることを念頭に、全ての教職員、学生においては、医療人、医療関係者として、改めて本学の使命・役割を自覚し、「新しい生活様式」の定着に努めるとともに、緊張感を持って感染拡大防止対策を徹底するようお願いいたします。

記

- 1 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動や外出は控えること。県外への移動等に当たっては、移動先の感染状況等を確認するとともに、マスクの着用や3密を避ける等の感染防止対策を徹底するなど細心の注意を払った上で、より一層慎重に行動すること。また、オンライン等の活用を積極的に行い、移動の機会を減らすこと。
感染者の大幅な増加が見られるような感染リスクの高い地域と往来する場合には、その必要性を慎重に判断し、移動後2週間は行動歴を記録すること。
感染者との接触の可能性をいち早く察知し、感染拡大を最小限に抑えるため、「接触確認アプリ」を積極的に活用すること。
- 2 業務に支障のない範囲で夏季休暇や元気回復休暇、時差出勤・在宅勤務等を活用し、職員同士が接触する機会を可能な限り低減するよう努めること。
- 3 本学が主催するイベントや集会等は、感染者発生時の参加者への対応（参加者の名簿作成、接触確認アプリの活用等）も含めて適切な感染防止策を講じた上で、屋内・屋外とも5,000人以下、かつ屋内にあっては収容定員の半分以下の人数とすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保すること。（できるだけ2m以上）
- 4 各所属における学内での会議や委員会等は、職員同士の接触を低減する観点から、書面やメール等による開催が望ましいが、適切な感染防止策を講じた上で、上記3による開催も認めることとする。
- 5 学生については、「教育・研究に係る新型コロナウイルス感染症対策のレベル分類」により対応すること。（学部や学年毎の詳細な対応については別途通知に従うこと。）
- 6 健康ダイアリーにより毎日の健康観察を行うこととし、発熱または上気道炎の症状がある場合は自宅で療養すること。万が一、感染が疑われる場合や接触確認アプリで接触可能性の通知があった場合は、所属長及び帰国者・接触者相談センターに連絡するなど適切に対応すること。
- 7 施設等の利用にあたっては、3密となるような場所には近づかない、感染防止対策が徹底されていない施設等は利用しない、マスク着用等の感染防止対策を徹底するなど、より慎重を期すこと。

令和2年7月31日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 竹之下 誠一